### 2 雇用分野

### (1) 規制改革の観点と重点事項

個人のライフスタイルや価値観に応じた多様で柔軟な働き方の選択肢の拡大や、労働者が活躍できる職場を円滑に見出せる環境の整備、雇用形態にかかわらず働く価値を高め処遇の改善を図る観点から、①ジョブ型正社員の雇用ルールの整備、②労働者派遣制度の見直し、③有料職業紹介事業等の規制の見直し、④労使双方が納得する雇用終了の在り方それぞれに係る事項について、重点的に取り組む。

# (2)個別措置事項

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1		職務等に着目した「多様な正社員」モデルの普及・ 促進を図るため、労働条件の明示などの雇用管理 上の留意点、好事例及びそれらを踏まえた就業規 則の規定例等を取りまとめ、周知を図る。	平成26年7月ま でに取りまとめ、 速やかに実施	厚生労働省
2	ジョブ型正社員の雇用 ルールの整備	労働契約の締結・変更時の労働条件明示、無限定正社員との相互転換・均衡処遇について、当面、労働契約法(平成19年法律第128号)の解釈を通知し周知を図る。	平成26年中に実 施	厚生労働省
3		労働契約の締結・変更時の労働条件明示、無限定 正社員との相互転換及び均衡処遇に関する政策的 支援の制度的枠組みについて検討する。	平成26年度検 討・結論、結論を 得次第措置	厚生労働省
4	労働者派遣制度の見 直し	労働者派遣制度について、平成24年改正法の規定については、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き労働政策審議会において検討を行う。	平成26年度開始	厚生労働省
5	有料職業紹介事業等の規制の見直し	健全な就労マッチングサービスの発展の観点から、下記の事項を含め、職業紹介、求人広告、委託募集、労働者派遣等の有料職業紹介事業等に関する制度の整理・統一を含めた必要な見直しを行う。 ①多様な求職・求人ニーズに対し業態の垣根を越えて迅速かつ柔軟にサービスを提供することを可能とする制度の在り方②IT化等による新しい事業モデル・サービスに対応した制度の在り方 ③その他有料職業紹介事業等をより適正かつ効率的に運営するための制度の在り方	平成26年度検討 開始	厚生労働省
6	労使双方が納得する 雇用終了の在り方	労使双方が納得する雇用終了の在り方について、 紛争の未然防止及び円滑な労働移動に資する観 点から、下記の事項を含め、検討を行う。 ①個別労働関係紛争解決に関する行政機能の強 化について検討する。 ②諸外国の関係制度・運用の状況に関する調査研究を行うなど、労働契約関係の継続以外の方法を 含め、労使双方の利益に適った紛争解決を可能と するシステムの在り方について検討を進める。	①平成26年度検 討開始、1年を 目途に結論 ②平査26年度中 に調査研究を行い、その結果を 踏まえ検討を進 める	厚生労働省

#### 3 創業·IT 等分野

#### (1) 規制改革の観点と重点事項

新規ビジネスの創出、経営の効率化、産業の新陳代謝等による経済成長を達成するため、①起業・新規ビジネスの創出・拡大、②IT による経営効率化、③産業の新陳代謝、④国民の選択肢拡大、⑤エネルギー・環境分野における規制改革、⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革、を推進する観点から、以下に重点的に取り組む。

#### ① 起業・新規ビジネスの創出・拡大

産業の新陳代謝が進み、新規ビジネスが絶え間なく創出される環境を整備するため、企業に対する資金供給の促進、大学発ベンチャービジネスの育成等を促す規制の見直しを行う。

#### ② IT による経営効率化

事業者が事業しやすい最適なビジネス環境を整備するため、IT の利活用を強力に進めていく。

### ③ 産業の新陳代謝

産業の新陳代謝を促すとともに、産業競争力を向上させ新規ビジネスの創出を促すためにも、関連した規制を時代に合致したものに見直す。

#### ④ 国民の選択肢拡大

現代の国民のニーズに合致し、国民生活の利便性を向上させる新しいサービスの創出を促すため、関連した規制の見直しを行う。

#### ⑤ エネルギー・環境分野における規制改革

エネルギーの利用や有害廃棄物の処理について、事業者にとってできるだけ負担が軽減されるよう、業務効率化や処理促進に資する関連規制の見直しを行う。

#### ⑥ その他民間事業者等の要望に応える規制改革

民間事業者等から要望を受けている規制改革事項について、必要な規制の見直しを広く行い、イノベーションの喚起、事業者の業務効率化等により、安定した経済成長を目指す。

# (2)個別措置事項

# ①起業・新規ビジネスの創出・拡大

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	動産及び債権を担保にした資金調達の仕組みの 改善①(動産・債権譲渡 登記制度の運用の改善)	動産・債権譲渡登記において、ABLの健全な発展を図る観点から、 利用者の利便性の向上を図るため、利用者の意見や要望を聴取 し、商号、保管場所等に変更等が生じた場合(譲渡対象の同一性を 害さない場合に限る。)に係る運用上の課題について検討し、結論 を得る。	平成26年度検討・ 結論	法務省
2	動産及び債権を担保にした資金調達の仕組みの改善②(動産・債権の特定に必要な記載事項の見直し)	動産・債権を特定するために必要な記載事項や方法について、利用者の要望を聴取し、不当な包括担保の抑制や第三者の判断リスクへの配慮をしつつ、より柔軟な登記を可能とする観点から、倉庫内にある一切の在庫や取引に係る一切の債権などの記載方法等について検討し、必要な措置を行う。	平成26年度検討・ 結論・措置	法務省
3	動産及び債権を担保にした資金調達の仕組みの改善③(オンラインを用いた申請の利便性の向上)	動産・債権譲渡登記の申請方式について、オンラインを用いつつ電子証明書を要しない方式を検討し、必要な措置を行う。	措置済み	法務省
4	た資金調達の仕組みの	動産譲渡担保の実効性を確保する観点から、動産譲渡担保融資を利用する金融機関等の意見を聴取するとともに、執行実務の実情も踏まえ、担保価値の毀損が懸念される動産譲渡担保に配慮した迅速な執行を確保するための方策について検討し、結論を得る。	平成26年度検討・ 結論	法務省
5	国立大学によるベン チャー育成のための環境 整備等(事業者における 適切な体制整備)	特定研究成果活用支援事業者について、常勤・中立性・独立性を確保し、適正なガバナンスが実行できる体制を整備できるよう、当該事業者の申請に係る特定研究成果活用支援事業計画の認定に当たっては、当該体制が整備されていることを条件とする。また、本事業は、国立大学法人等が出資を行うことによって特定研究成果活用支援事業を支援する点を踏まえ、事業全人として資金回収の蓋然性が高くなるよう、特定研究成果活用支援事業計画の中で事業の内容及び使途を明確化させる。事業の内容及び使途が合理的でない計画については認定しないこととする。	平成26年度以降 継続的に実施	文部科学省 経済産業省
6	国立大学によるベン チャー育成のための環境 整備等(業務執行法人等 の統制)		平成26年度以降 継続的に実施	文部科学省
7	国立大学によるベン チャー育成のための環境 整備等(業務執行法人等 の選定)	国立大学法人による特定研究成果活用支援事業者の選定等について、そのプロセスの事後的な検証が可能となるよう、各大学において記録保持を行うこととする。	平成26年度以降 継続的に実施	文部科学省
8	国立大学によるベン チャー育成のための環境 整備等(成果の評価)	「官民ファンドの運営に係るガイドライン」(平成25年9月27日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定)に基づき、監督官庁として、産業競争力強化法に定める政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、認定特定研究成果活用支援事業者による投資内容及び投資実行後の状況等について適切に定期的な検証を行い、結果を公表する。	平成26年度以降 継続的に実施	文部科学省経済産業省

				_
9	国立大学によるベン チャー育成のための環境 整備等(制度の在り方)	認定特定研究成果活用支援事業者が実施する特定研究成果活用 支援事業についての定期的な検証(投資案件の決定等の経営判 断が、国立大学法人等から独立性・中立性を確保してなされている かについての検証を含む。)の結果をもとに、当該事業の枠組みの 在り方について検討し、必要に応じて所要の措置をとる。	平成26年度以降 継続的に検討、必 要に応じて措置	文部科学省 経済産業省
10	保険会社の特定子会社 (ベンチャーキャピタル子 会社)の保有比率10%超 投資対象企業の範囲等 の拡大	ベンチャービジネスを育成する観点から設けられている制度の趣旨を踏まえ、保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲を拡大することについて、ベンチャービジネスの実態や保険会社のリスク管理の観点を踏まえつつ検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・ 結論	金融庁
11	研究設備に対する高圧 ガス規制の緩和(許可制 度の緩和)	高圧ガス使用量が100m³/日未満の研究設備について、国際競争力の維持・向上を図る必要があることを踏まえつつ、災害のリスクが微小な設備にあっては、新設・変更時に必要となる手続の簡素化に向けて届出となる対象範囲を拡大するなど、規制の合理化を図る具体的な方法について、事業者の要望を確認しつつ、検討し結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講じる。	平成26年度検討 開始、平成27年度 結論、結論を得次 第措置	経済産業省
12	研究設備に対する高圧 ガス規制の緩和(提出用 図面の書式緩和)	高圧ガス保安法に係る手続の際に提出が必要となるフローシート 又は配管図について、以下を周却する。 ① 原則的にはP&ID図(※)で良いこと ② ①以外のアイソメ図(※)等の提出を求めるときは、許可に当 たっての審査に特別に必要な場合等、必要最小限とすること ※P&ID図:配管計装線図(2次元図)、アイソメ図:等角投影図(3 次元図)	平成26年度措置	経済産業省
13	高圧ガス機器・配管等へ の新規補修技術の適用	新たな補修技術について、適用条件等の調査結果を踏まえ、安全 性等を確認した上で検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・ 結論	経済産業省
14	クラウドメディアサービス の実現のための規制の 見直し	著作権の適切な保護と著作物の公正な利用の調和を図りつつ、新しい産業の創出・拡大に資する観点から、クラウドにおける私的複製を支援するサービスや、情報活用のサービス等についてサービス提供を可能とするような権利制限規定の在り方や円滑なライセンシング体制の構築について文化審議会著作権分科会において検討を行い、関係者間の合意が得られることを前提に結論を得る。	平成26年度上期 結論	文化庁
15	外部委託先の監督につ いての明確化	クラウドサービスの健全な発展を図る観点から、現在行われている 財団法人金融情報システムセンターの安全対策基準の検討に積 極的に参加するとともに、改定内容を踏まえ、クラウドサービスの適 切なリスク管理、監督の在り方について検討し、必要な措置を実施 する。また、クラウドサービス事業者への監査方法については、上 記の検討状況と合わせ、周知徹底等の必要な措置を実施する。	平成26年度検討 開始、結論を得次 第措置	金融庁
16	中国向け輸出水産物に 係る手続の円滑化(衛生 証明書発行機関の変更)	中国向け輸出水産物に必要な衛生証明書について、地方自治体を 含む行政機関において衛生証明書の発行を開始する。	措置済み	厚生労働省
17	食品加工・輸出手続の円 滑化(食品衛生管理者の 資格取得の円滑化)	食品衛生管理者の講習会受講者の負担を軽減できるよう、これまで講習会を実施している団体と調整を行い、一般共通科目については全国3か所程度での実施、専門科目については複数回実施できるよう検討し、実施する。	平成27年度措置	厚生労働省

18	働きながら日本料理を学 ぶための在留資格の要 件緩和	農林水産省が事業全体の運用に指導・監督的な立場で関与することを前提に、日本料理海外普及人材育成事業実施要領を制定し、働きながら日本料理を学ぶための活動を特例的に認める。	措置済み	農林水産省 法務省 厚生労働省
19	梅酒の表示の適正化	業界団体における、人工酸味料を加えていない梅酒を本格梅酒と することなどを内容とする自主基準の策定の取組に対し、必要な助 言を行う。	業界団体による自 主基準の策定ま で随時措置	財務省
20	多様化する農業法人で の雇用労働への対応	農林水産省・厚生労働省の連名で、6次産業化に取り組む農業法 人向けのパンフレットを作成し、関係機関に周知する。	措置済み	厚生労働省
21	無人ヘリコプターの重量規制の緩和	航空機製造事業法上の無人機の重量について、我が国の無人機 製造業の実態に合わせ見直しを行う。	措置済み	経済産業省
22	地域の活性化を担う商工 会議所に対する規制の 緩和①(定款記載事項の 変更)	商工会議所の定款記載事項の変更において、認可制から届出制 に緩和することについて検討し、結論を得る。	平成26年度検討・ 結論	経済産業省
23	地域の活性化を担う商工 会議所に対する規制の 緩和②(役員及び議員定 数の基準)	商工会議所の役員及び議員定数の基準について、地域の実情に 応じ見直しを行うことについて、商工会議所の会員数の規模等を踏 まえた上で検討し、結論を得る。	平成26年度検討・ 結論	経済産業省
24	銀行法上の特例子会社 の商品に関する特定業 務対象範囲の見直し	現行制度において、銀行持株会社の特例子会社対象会社の業務として、金融等デリバティブ取引に係る商品の売買業務が認められていることを踏まえ、特例子会社対象会社の業務として商品の売買の代理、媒介又は取次ぎを行うことについて検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・ 結論	金融庁
25	保険会社本体の付随業 務であるビジネスマッチ ング業務の拡大	保険業法施行規則第51条に規定される付随業務として、既に認められている金商業者等の投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又はこれらの契約に係る事務の代行(同条第6号)に加え、投信販社契約の代理又は媒介を新たに追加することが可能か等について、同法第100条に規定される他業禁止の趣旨等に照らして検討し、結論を得る。	平成26年度検討・ 結論	金融庁
26	NGNアンバンドル(音声 の優先制御の開放)	ICT利活用による経済成長や国際競争力を向上させる観点から、 NTT東西のNGNを利用した品質保証型のIP電話サービス実現に向けた事業者間協議を促進する。	平成26年措置	総務省

# ②ITによる経営効率化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
27	国税関係帳簿書類の電子化保存に関する規制 の見直し	国税関係帳簿書類の電子保存について、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ、電子保存によりコスト削減をいかに図るかという観点から、業界団体等に対するアンケート、ヒアリングを通じて把握した保存の実態や保存に関する技術動向及び電子データの訴訟上の証明力に関する判例動向を踏まえ、電子保存が可能な国税関係帳簿書類の範囲等につき検討を行い、関係者等の意見を踏まえた上で、結論を得る。	平成26年度以降 早期検討・結論	財務省
28	公的機関からの電子的手段による通知の促進①	eLTAXにおいては、複数の市町村からある一つの企業に当該特別 徴収税額通知を送信する場合、当該複数の市町村からの電子 データが1つのデータとして、企業に送信される機能が既に実装さ れているところ。eLTAXを通じ、当該特別徴収税額通知を電子署名 付きの電子データで送付することについては、平成27年9月を目処 にeLTAXを改修し、その後、各市町村において税務システムを eLTAXに対応できるよう改修を進め、完了した市町村から順次電子 署名付きの電子データの送付を開始する。		総務省
29	公的機関からの電子的 手段による通知の促進②	各納税義務者が専用のホームページ上で税額を参照できる仕組み について、社会保障・税番号制度におけるマイ・ポータルの機能と 併せて検討を行う。	マイ・ポータルの検討状況にあわせ検討・結論	総務省
30	公的機関からの電子的 手段による通知の促進③	「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」に係るeLTAX仕様の統一的なフォーマットについては、「公的機関からの電子的手段による通知の促進①」の改修に併せて平成27年9月を目処に対応する。	平成27年9月まで に措置	総務省
31	非対面サービスでの本人 確認、年齢確認	非対面での本人確認については、FATF勧告への対応を含むマネー・ロンダリング対策として必要な水準を維持しつつ、国民や法人等の利便性を高める観点から、公的個人認証サービスの民間活用を含む非対面で完結する本人確認方法について、事業者等からの具体的な提案に基づき検討を行い、結論を得る。	事業者等からの 具体的な提案が 行われ次第、速や かに検討・結論	警察庁総務省
32	教育情報化の推進に関 する制度見直し等	実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度などの在り方について、平成26年度までに課題を整理し、平成28年度までに導入に向けた検討を行う。	平成26年度検討 開始、平成28年度 結論	文部科学省
33		公共事業の計画から調査・設計、施工、維持管理、更新に至る一連の過程において、3次元モデルを活用し、一連の建設生産システムの効率化・高度化を図るCIM(Construction Information Modeling) について、試行を行いつつ、制度設計を行う。平成26年度には3次元モデルを用いた数量計算手法の活用及び設計成果の納品基準の策定等について検討を行う。	平成26年度検討	国土交通省
34	建築確認申請の電子化	BIM(Building Information Modeling)やCAD等から作成された電子データを用いて建築確認申請の電子申請を行う場合の留意点について通知する。	措置済み	国土交通省
35	地下街等の閉空間における電波申請書(工事設計書)の簡素化	企業の利便性を高める観点から、電波中継装置の一括申請等の電波利用電子申請・届出システムの機能改善について、平成27年度のシステムの機能改修において措置する。	平成27年度措置	総務省

36	保険契約の解約返戻金 がないことを記載した書 面の交付義務の緩和	事前に契約者の承諾を得ることを前提に、保険契約の解約返戻金がない旨の説明書面等につき、電磁的方法により提供することを可能とすることについて、保険契約者等保護に留意しつつ、平成25年度中に検討を行い、結論を得る。	措置済み	金融庁
37	金融機関に対する取引 照会の一元化(国税に係 る調査等における取引照 会のオンライン化)	後の当該番号制度における利用範囲を巡る議論の動向などを十分	議論の状況等を 踏まえた上で、出	財務省
38	金融機関に対する取引 照会の一元化(地方税に 関する取引照会のオンラ イン化)	地方税に関する取引照会の電子化については、関係者の意見を伺うとともに、国税当局等における取引照会の電子化に向けた取組状況や社会保障・税番号制度における個人番号の利用範囲を巡る議論の動向などを十分に踏まえながら、地方税に関する照会書の用語・書式の統一化に係る検討結果を基に具体的方法や時期を検討し、地方団体に対し対応を要請する。	度の議論の状況 等を踏まえた上 で、書式等の統一	総務省
39	金融機関に対する取引 照会の一元化(捜査関係 事項に関する取引照会 のオンライン化)	捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化について、希望す る金融機関があれば、実施に向けて検討する。	金融機関からの具体的な提案が行われ次第検討・結論、措置	警察庁
40	金融機関に対する取引 照会の一元化(生活保護 の決定・実施に関わる取 引照会のオンライン化)	利便性の高い電子行政サービスの観点から、生活保護の決定・実施に関わる取引照会の双方向のオンライン化について、金融機関に対するヒアリングを行った上で検討し、結論を得る。	平成26年度検討・ 結論、結論を得次 第順次措置	厚生労働省
41	法人の電子申告フォーム の簡素化	法人税に関わる財務諸表等の申告について、XBRL形式へ簡易に データ変換するツールの提供等、容易に財務諸表データの作成・ 提出が行えるよう、対応を検討し結論を得る。	平成26年度検討・ 結論	財務省

# ③産業の新陳代謝

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
42	流通・取引慣行ガイドラインの見直し等①	「規制改革に関する第2次答申」II 3(2)③アに記載されているとおり、垂直的制限行為については、競争制限効果を生じることもあれば、競争促進効果を生じることもある等の指摘を踏まえ、『流通・取引慣行ガイドライン』について、流通分野における垂直的制限行為に関する事業者の予見可能性を高めるため、「価格が維持されるおそれ」等の垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準を明確にするとともに、次の点について明確化する。  A. 垂直的制限行為については、競争制限効果を生じることもあれば、競争促進効果を生じることもあり得ること、及び競争促進効果の考慮についての考え方 B. メーカーが単に実際の流通価格や販売先等を調査すること(「流通調査」)は、独占禁止法に違反しないこと C. 売手が一定の基準に基づき選択した流通業者にのみ、直接又は間接的に商品やサービスを販売し、一定の基準に基づき選択された流通業者に、売手が決めた地域においては、認定されていない流通業者に対し、当該商品やサービスを提供しない義務を負う流通制度(いわゆる「選択的流通」)についての具体的な適法・違法性判断基準	平成26年度措置	公正取引委員会
43	流通・取引慣行ガイドラインの見直し等②	「規制改革に関する第2次答申」II3(2)③アb.及びc.の指摘を踏まえ、再販売価格維持行為規制における「正当な理由」について、所要の明確化を行う。	平成26年度措置	公正取引委 員会
44	流通・取引慣行ガイドラインの見直し等③	「規制改革に関する第2次答申」II3(2)③アd.及びe.の指摘を踏まえ、いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について、所要の検討を行う。	平成26年度検討 開始	公正取引委員会
45	一般集中規制の見直し (フォローアップ状況の公 開)	平成21年度に実施したフォローアップの評価・検討結果、及び平成 21年度以降に実施したフォローアップ状況を公表する。	平成26年度上期 措置	公正取引委 員会
46	一般集中規制の見直し (一般集中規制の在り 方)	上記フォローアップ状況をもとに、独占禁止法第9条に基づく今後の一般集中規制の在り方について、市場集中規制がある中、存在意義は無く廃止すべきとの指摘があることを踏まえつつ、現在の経済社会において規制が廃止されることにより実際に生じ得る現実的な弊害を具体的に明らかにする。	平成26年度措置	公正取引委 員会
47	一般集中規制の見直し (事業報告制度の簡素 化)	一般集中規制にて求められている事業報告書の報告義務について、事業者の要望を踏まえつつ、事業報告書に記載する子会社名・実質子会社名の範囲を限定するなど、簡素化のための手法を検討し措置する。		公正取引委員会

48	保険契約の包括移転にかかわる手続の簡素化	保険契約を移転する場合において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合については、株主や保険契約者の保護等について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とするような措置を講ずることについて検討し結論を得る。	平成27年度検討・ 結論	金融庁
49	アプリ(前払式バーチャルコイン付き)廃止時における日刊新聞への公告義務についての電子的な代替手段活用	電磁的な方法により利用される前払式支払手段の発行の廃止に伴う払戻しの公告を、電磁的方法により行いうるものとすることについて検討を行い、結論を得る。		金融庁

# ④国民の選択肢拡大

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
50	ダンスに係る風営法規制 の見直し(営業時間に関 する規制等の見直し)	飲食を伴いダンスをさせる営業(風営法第2条第1項第3号に掲げる営業)について、風俗営業から除外することや現在の営業時間に関する規制を緩和することを含め、その規制の在り方について、外部有識者の意見を聴取するなどして検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・ 結論、結論を得次 第措置	警察庁
51		飲食を伴わないダンスをさせる営業(風営法第2条第1項第4号に 掲げる営業)について、風営法第2条から除外することについて、外 部有識者の意見を聴取するなどして検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・ 結論、結論を得次 第措置	警察庁
52		風営法第2条第1項第1号に掲げる営業を第2条第1項第2号に掲げる営業に含めて規制することについて検討を行う。	平成26年度検討・ 結論	警察庁
53	食料品アクセス環境の改善	買物不自由地域を解消するための移動販売車を推進する観点から、移動販売に係る許可基準及び申請書様式の統一化を進める方策について検討し、技術的助言として示しているガイドラインの改訂及び申請書様式について平成26年中に措置する。	平成26年措置	厚生労働省
54	不動産投資顧問業者等 の資産運用アドバイス業 者の銀行による子会社化 の解禁	金融資産のほか不動産を含めた資産運用アドバイスに対する顧客 からのニーズ等を踏まえ、不動産投資助言を銀行の子会社業務範 囲とすることについて検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・ 結論	金融庁

# ⑤エネルギー・環境分野における規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
55	向けた新たな仕組みの 導入①(抜油後の容器等	微量PCB汚染廃電気機器等の処理のうち「抜油後の容器等」について、当該機器を保有する事業者等を含む官民連携の下、PCBの残存量や濃度(リスク)に応じた、社会的受容性やPCB処理全体との整合性のある、より合理的な処理対象基準や処理の仕組みの実現に向けて、「抜油後の容器等」に係る環境リスク、使用する処理技術、適切な管理方法等に関する検討を開始する。	平成26年度検討 開始、結論を得次 第措置	環境省
56	微量PCB汚染廃電気機器等の処理の加速化に向けた新たな仕組みの導入②(使用中の電気機器等の処理促進のための仕組み)	使用中の微量PCB含有電気機器(以下、「使用中機器」という。)について、使用中機器を所有する事業者等を含む官民連携の下、環境省による評価が終了した課電自然循環洗浄法等の浄化技術を使用してPCBを無害化する場合の、環境保全と電気保安を確保した浄化手順の明確化を図る。また、使用中に無害化処理した機器の電気事業法令上の取扱いの明確化及び廃棄段階での処理済機器の廃棄物処理法令上の取扱いの明確化を図る。	平成26年度措置	環境省 経済産業省
57	多目的ダムにおける電気 工作物規制適用の見直 し	河川法第17条の規定に基づき、関係者で協議して管理の方法を別に定めている場合であって、発電を行う者(電気事業者等)が主たる管理者でない場合については、要望者からのヒアリング等を行い、電気事業法の手続の簡素化等を検討し結論を得る。	平成26年度検討・ 結論	経済産業省

58	食品リサイクル法の見直 し	現在、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の合同会合において行われている食品リサイクル法の施行状況の点検の中での地方自治体の役割に係る議論を踏まえ、例えば地域における食品廃棄物の発生状況等を国がきめ細かく把握し、地方自治体と共有する等して、国、地方自治体等が連携して一層食品リサイクルを推進するよう、検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・ 結論	農林水産省 環境省	
----	------------------	--	-----------------	--------------	--

# ⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
59	金融機関に対する取引 照会の一元化(国税に係 る調査等における照会文 書の用語・書式の統一 化)	金融機関等に対してヒアリングを行い、国税に係る調査等に関する 照会文書の照会事項については、用語を統一する。書式の統一に ついても、取引照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整し、 実施する。	平成26年度措置	財務省
60		金融機関等に対してヒアリングを行い、取引照会に係る回答文書の提出枚数が多い場合には、以下の対応等を実施することにより、郵送における不備を改善する。 ①返信用封筒として、適切なサイズの封筒を同封する。 ②着払いによる特殊取扱の郵便で対応する。	平成26年度措置	財務省
61		国税に係る調査等に関する取引照会の回答においては、電磁的記録による回答も認められることを各国税局・税務署に周知徹底し、光ディスク(CD-R、DVD)等の電子媒体での提出を受け付ける。	平成26年度措置	財務省
62	金融機関に対する取引 照会の一元化(地方税に 関する照会文書の用語・ 書式の統一化)	地方税に関する取引照会については、国税における書式等の統一 化の取組を踏まえ、以下の統一化の実施について、地方団体間で 構成する協議会に対し、金融機関側の意向を伺いながら検討する ことを要請し、また、検討結果についても連絡するよう要請する。 ① 照会文書の依頼事項に関する用語 ② 照会文書の書式(照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整の上)	平成27年度措置	総務省
63	金融機関に対する取引 照会の一元化(捜査関係 事項に関する照会文書 の用語・書式の統一化)	捜査関係事項に関する取引照会について、事務手続の簡素化の 方向を目指すため、金融機関のヒアリングを行い、要望を踏まえ、 用語・書式の統一化を実施する。	平成27年度措置	警察庁
64	の決定・実施に関わる照	生活保護の決定・実施に関わる取引照会について、金融機関及び地方自治体に対してヒアリングを行った上、(i)以下の統一化について検討し、必要な措置を講じ、周知する。(ii)また、周知後には定期的にフォローアップを行う。 ①照会文書の依頼事項に関する用語 ②照会文書の書式(照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整の上)	(i)については平 成26年に結論を 得、平成27年以降 順次措置、(ii)に ついては継続的 に実施	厚生労働省

65	信託契約代理店に係る 財務局宛届出書等の緩 和	銀行等が信託契約代理業を営む際の登録申請に役員の兼職状況の記載を不要とするための必要な措置を講ずる。	措置済み	金融庁
66	保険会社の常務に従事 する取締役等の兼職認 可の届出制への移行(グ ループ間限定)	兼務による弊害防止、保険会社の業務の健全性確保に留意し、保 険会社グループの実態を見極めつつ、認可手続の簡素化について 検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・ 結論	金融庁
67	保険会社の行う従属業 務に係る収入依存度規 制の収入依存先の緩和	従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先について、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点を踏まえ、親会社との実質的一体性に留意しながら、子法人等及び関連法人等にまで拡大することとともに、保険代理店についてもこれに加えることについて検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・ 結論	金融庁
68	外貨定期預金(1年物) の自動継続時における 「同一内容の特例」適用 範囲の見直し	自動継続の契約の実態を踏まえ、自動継続契約の日が休日などの理由により、契約締結前交付書面の交付の日が前回から1年を超えた際の契約締結前交付書面の交付の要否について、検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・ 結論	金融庁
69	臨時休業等における業 務の再開に係る店頭の 掲示の緩和	銀行の臨時休業等における業務の再開に係る掲示の在り方について、規制の趣旨を踏まえ、休業期間に応じた店頭掲示期間の見直 し等の検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・ 結論	金融庁
70	連結決算状況表等の提 出期限の緩和	銀行の連結決算状況表等の提出期限について、監督指針に基づく 報告等の見直しの枠組みの中で検討し結論を得る。	平成26年度検討・ 結論	金融庁
71	公開買付規制における 株券等所有割合の計算 方法の見直し	公開買付規制において、潜脱的な取引を防止する観点から、引渡 請求権を有する株券等については株券等所有割合に算入すること とされている規制の趣旨を踏まえつつ、「株券等所有割合」の計算 の基礎となる株券等の範囲から株券貸借取引に係る株券等を除外 することについて検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・ 結論	金融庁
72	「公開買付けによる買付け等の通知書」における 公開買付者による押印の 省略	「公開買付けによる買付け等の通知書」において公開買付者の押印を求めていることの趣旨を踏まえつつ、当該「通知書」の様式から押印を省略することについて検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・ 結論	金融庁

73	条件決定時の訂正目論 見書の交付省略の特例 における公表方法の緩 和	条件決定時における訂正目論見書の交付に代えて、発行体等のウェブページを用いて投資者に発行条件を閲覧させる方法(電話等による閲覧確認を義務付け)について、発行体等の負担軽減と投資者保護のバランスに留意しつつ、一定の場合には電話等による閲覧確認を不要とすることができないか検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・ 結論	金融庁
74	大規模建築物における CLTの活用のためのJAS 規格の策定及び一般的 な設計法に関する基準 の策定	農林水産省にてCLT(※)のJAS規格を制定する。 国土交通省にてCLTを用いた建築物の一般的な設計法を平成27 年度までに検討し、結論を得次第措置する。農林水産省においても 強度データの収集等に協力する。 (※)CLT:ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚な パネル	JAS規格について は措置を決 一般的な設計法 については、平成 27年度までに検 討、結論を得次第 措置	国土交通省 農林水産省
75	超高層建築物の大臣認 定期間の短縮	超高層建築物の大臣認定における審査において、事業者の円滑な 申請に資するよう、チェックリストの作成等の対策を講じる。	平成26年度上期 措置	国土交通省
76	非常用エレベーターへの 機械室を有しないエレ ベーターの適用	機械室を有しない非常用エレベーターに必要とされる具体的な措置について検討し、結論を得る。	平成26年度検討・ 結論	国土交通省
77	機械室なしエレベーター の昇降路内温度上昇に 関する要件の見直し	機械室を有しないエレベーターの駆動装置及び制御器の設置場所に換気上有効な開口部等を設けない場合に必要とされる措置について、設置場所の温度が摂氏7度上昇しないことによらず、昇降路内の温度の上昇により部品の劣化進行防止や故障発生防止の面から安全性が確かめられた場合について適用できるよう計算又その他の措置による方法を検討し結論を得る。	平成26年度検討・ 結論	国土交通省
78	既存建築物に係る確認 申請及び完了検査の取 得手続に係る法整備	既存建築ストックの有効活用や不動産取引の円滑化の観点から、 民間機関による検査済証のない建築物の調査について統一的な 調査方法を示したガイドラインを策定し、周知する。	平成26年度上期 措置	国土交通省
79	建設業許可手続におけ る書類提出の緩和	建設業許可申請書類における役員の提出書類について、必要性 及び申請者の負担を考慮しつつ、簡素化を検討し、結論を得る。	平成26年検討·結 論	国土交通省
80	地方公共団体における 住宅附置義務の見直し	地方自治体が指導要綱等で定める住宅附置義務や負担金について、住宅や人口の回復状況などを踏まえ、既に役割を終えたものについては、廃止を含め見直しを行うよう要請する。	平成26年度措置	総務省 国土交通省
81	主任技術者及び監理技 術者の雇用関係の取扱 いの緩和	継続雇用制度の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されているものとみなすことを監理技術者制度運用マニュアルにおいて明確化する。	平成26年措置	国土交通省
82	高圧ガス認定事業所に おける検査組織、検査管 理組織の長の代理者の 選任	高圧ガス保安法における認定完成検査実施者、認定保安実施者の認定制度における代理者専任について、検査及び検査体制等、保安管理の実態等について事業者にヒアリング等を行った上で検討し、結論を得る。	平成26年度検討・ 結論	経済産業省

83	貨物自動車運送事業者 によるレンタカー使用用 途・期間の緩和①	車検や点検、修理等により車両を使用できない期間における代車 としてのレンタカー使用について、事業者ニーズ等を踏まえて検討 し、結論を得る。	平成26年度検討・ 結論・措置	国土交通省
84	貨物自動車運送事業者 によるレンタカー使用用 途・期間の緩和②	通達「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」において記載されている「百貨店配送貨物等に係る自家用自動車の有償運送の許可」について、「百貨店配送貨物等」に限らず、全ての輸送について対象とする。	措置済み	国土交通省
85	貨物自動車運送事業者 によるレンタカー使用用 途・期間の緩和③	引越シーズンにおいて貨物自動車運送事業者がレンタカーを使用できる期間を、以下にすることについて事業者ニーズを踏まえて検討し、結論を得る。 ・引越シーズン 3月1日から4月30日まで	平成26年度検討・ 結論・措置	国土交通省
86	貨物自動車運送事業者 によるレンタカー使用用 途・期間の緩和④	通達「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」において記載されている夏期及び秋期繁忙期に、「各地方運輸局の実情に応じ、一か月から二か月程度の期間を適宜設定する」との規定について、撤廃するよう必要な措置を行う。	措置済み	国土交通省
87	貨物自動車運送事業者 によるレンタカー使用用 途・期間の緩和⑤	引越シーズンにおけるレンタカー使用の申請方法について、申請 書類の合理化を図る等、申請時の負担を軽減するために必要な措 置を行う。	平成26年度措置	国土交通省
88	確定給付企業年金における脱退一時金の受給 未請求状態の取扱い明 確化	使用される事業所等が実施事業所でなくなったため資格を喪失した者への脱退一時金の支給の繰下げについて、他実施事業所に繰下利率等の負担がかかる懸念等を踏まえつつ、検討し結論を得る。	平成26年検討·結 論	厚生労働省
89	確定給付企業年金、厚 生年金基金における選 択一時金の要件緩和	確定給付企業年金(一時金)の上限額の計算に係る予定利率の取扱いについて、利率の変動への対応の要否を含め検討し、結論を得る。	平成26年度検討・ 結論	厚生労働省
90	制度変更に伴う確定拠出 年金制度への移換相当 額の連合会移換	確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度を変更し、積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合、各加入者の移換相当額について、当該額の企業年金連合会への移換を認めることについて検討し、結論を得る。	平成26年度検討・ 結論	厚生労働省
91	既に企業型年金加入者 又は個人型年金加入者 である中途脱退者の確 定拠出年金への脱退一 時金相当額の移換	確定給付企業年金について、脱退一時金相当額を移換することを 可能とすべく検討し、結論を得る。	平成26年度検討・ 結論	厚生労働省
92	確定拠出年金運営管理 機関の変更届出事項の 簡素化		平成26年度検討・ 結論	厚生労働省

93	確定給付企業年金制度 での個人単位の権利義 務移転・承継での手続簡 素化	確定給付企業年金制度での個人単位の権利義務移転・承継での 手続について、あらかじめ定めた特定の企業年金制度間での権利 義務移転・承継である場合は発生の都度の認可申請は不要とする など、手続の簡素化について検討し、結論を得る。	平成26年度検討・ 結論	厚生労働省
94	確定拠出年金における 運用商品除外手続の緩 和	確定拠出年金制度における商品の除外手続において、全員の同意から労働組合等との合意に代えることについて、加入者等の受給権保護の観点を踏まえつつ、検討し結論を得る。	平成26年度検討・ 結論	厚生労働省
95	確定拠出年金における 承認・申請手続の簡素化	確定拠出年金の変更等の手続において、企業型年金を実施する 事業主の事務費に係る事項等を軽微な事項とする等、申請を要す る範囲の見直しを行い、届出制とする。	平成26年度措置	厚生労働省
96	厚生年金基金から他の 企業年金制度への移行 促進	確定給付企業年金、確定拠出年金における規約の変更に係る手続要件の緩和、受託保証型確定給付企業年金の適用対象の拡大等を行う。	措置済み	厚生労働省
97	確定給付企業年金における承認・認可申請手続の簡素化	確定給付年金の変更等の手続において、確定給付企業年金の給付の種類、受給の要件及び額の算定方法並びに給付の方法に関する事項(ただし、労働協約等の変更により確定給付企業年金法第27条に規定する加入者資格の喪失の時期が変更になる場合その他の軽微な変更に限り、給付の減額に係る部分を除く。)等を軽微な事項とする等申請を要する範囲の見直しを行い、届出制とする。	平成26年度措置	厚生労働省
98	フェムトセル基地局の電 波法関係法令届出の効 率化	事業者の負担を軽減する観点から、各総合通信局等において、 フェムトセル基地局開設等届出を随時受けることについて周知・徹 底する。	措置済み	総務省
99	航空機登録記号の変更	航空機登録制度における航空機登録記号の変更について、登録記号を使用する安全管理に係る諸業務への支障、財産的権利の保全の観点からの支障等を見極めた上で検討し、結論を得る。	平成26年度検討・ 結論	国土交通省
100	外国人技能実習制度の 見直し	法務大臣の私的懇談会である「第6次出入国管理政策懇談会」の分科会において、制度適正化のための施策とともに、例えば、優良な受入れ機関については、一定の要件を満たす技能実習生が、従来より一段高い技能等を修得するために、再技能実習を認めることや技能実習期間を延長すること等の施策について、国際協力に資する観点から検討し、平成26年6月、制度の見直しに関して一定の方向性を出す。	措置済み	法務省 厚生労働省
	•			

#### 4 農業分野

#### (1) 規制改革の観点と重点事項

競争力ある農業、魅力ある農業を創り、農業の成長産業化を実現するため、農地中間管理機構の創設を、国民の期待に応える農業改革の第一歩とし、その上で、農業委員会、農地を所有できる法人(農業生産法人)、農業協同組合の在り方等に関して、これら3点の見直しをセットで断行する。

### ① 農地中間管理機構の創設

農地中間管理機構は、農地を集積・集約し大規模な生産性の高い農業の実現、新規参入等の促進に取り組む。

### ② 農業委員会等の見直し

農業委員会は、農地利用の最適化(担い手への集積・集約化、耕作 放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)に重点を置き、これらの 業務を積極的に展開する。

また、農地利用最適化推進委員(仮称)を新設するなど農業委員会の実務的機能を強化する。

# ③ 農地を所有できる法人(農業生産法人)の見直し

さまざまな担い手による協働の中から地域農業の多様な経営・技術 の革新と付加価値の拡大を図り、新分野の価値の創出と企業化を推進 する。

#### ④ 農業協同組合の見直し

地域の農協が主役となり、それぞれの独自性を発揮して農業の成長産業化に全力投入できるように、抜本的に見直す。

今後5年間を農協改革集中推進期間とし、農協は、重大な危機感を もって、以下の方針に即した自己改革を実行するよう、強く要請する。 政府は、以下の改革が進められる法整備を行う。

# (2)個別措置事項

# ①農地中間管理機構の創設

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	農地中間管理機構の 創設	農地中間管理機構の創設に際しては、以下の諸点を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律を提出する。 ・ 国、都道府県及び農地中間管理機構の権限と責任の明確化 ・ 農地中間管理機構の機能にふさわしい体制 ・ 既存の制度の整理・合理化 ・ 事業目的に資する農地の借受け ・ 貸主に対する財政的措置の在り方 ・ 農地中間管理機構が貸付先を決定する公正な貸付けルールの明確化 ・ 農地中間管理機構の職務執行を監視・監督する機関の設置 ・ 農地中間管理機構の業務の再委託の禁止	措置済み	農林水産省

# ②農業委員会等の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
2	選挙・選任方法の見直し	農業委員会の使命を的確に果たすことのできる適切な人物が透明なプロセスを経て確実に委員に就任するようにするため、選挙制度を廃止するとともに、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化する。その際、事前に地域からの推薦・公募等を行えることとする。これに伴い、市町村長は、農業委員の過半は認定農業者の中から選任し、また、利害関係がなく公正に判断できる者を必ず入れることとする。また、機動的な対応を可能とするため、農業委員は現行の半分程度の規模にする。さらに、女性・青年農業委員を積極的に登用する。なお、委員にはその職務の的確な遂行を前提としてふさわしい報酬を支払うよう報酬水準の引上げを検討するものとする。	平成26年度検 討・結論、法律 上の措置が必通 なものは次期連 常国会に関連 案の提出を目指 す	農林水産省
3	農業委員会の事務局 の強化	農業委員会の事務局については、複数の市町村に よる事務局の共同設置や事務局員の人事サイクル の長期化の実施などにより業務の円滑な実施がで きるよう体制を強化する。	平成26年度検討・結論、平成 27年度措置	農林水産省
4	農地利用最適化推進 委員の新設	農業委員会の指揮の下で、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など各地域における農地利用の最適化や担い手の育成・発展の支援を推進する農地利用最適化推進委員(仮称)の設置を法定化する。なお、農地利用最適化推進委員は、農業委員会が選任することとし、その際事前に地域からの推薦・公募等を行えるようにする。農地利用最適化推進委員は、地域の実情に応じて必要数を選任し、報酬は、市町村ごとに一定のルールの枠内で支給することを検討する。	平成26年度検 討・結論、法律 上の措置が必期 なものは次期通 常国会に関連法 案の提出を目指 す	農林水産省
5	都道府県農業会議・全 国農業会議所制度の 見直し	農業委員会の見直しに併せて、都道府県農業会議、全国農業会議所については、農業委員会ネットワークとして、その役割を見直し、農業委員会の連絡・調整、農業委員会の業務の効率化・質の向上に資する事業、農地利用最適化の優良事例の横展開、法人化の推進、法人経営等担い手の組織化及びその経営発展の支援、新規参入の支援等を行う法人として、都道府県・国が法律上指定する制度に移行する。	平成26年度検 討・結論、法律 上の措置が必遇 なものは次期通 常国会に関連法 案の提出を目指 す	農林水産省
6	情報公開等	農業委員会は、その業務の執行状況を農業者等の 関係者に分かりやすくタイムリーに情報発信するものとする。 また、農業委員会は、農地の利用状況調査を毎年、確実に行い、農地ごとにその利用状況を公表する。 農林水産省及び都道府県農政部局は、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開を行い、農業委員会に対する適切な助言、支援等を行う。	平成26年度検 討·結論、平成 27年度措置	農林水産省

7	遊休農地対策	農業委員会は、農地の利用関係の調整、農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等の業務を着実に実施するものとするほか、農地中間管理機構が必要に応じて農業委員会に対して利用意向調査の実施を促す仕組みをつくる。	平成26年度検討·結論、平成 27年度措置	農林水産省
8	違反転用への対応	優良農地の確保の業務を強化することとし、違反転 用事案について、権限を有する都道府県知事又は 農林水産大臣に対して農業委員会が権限行使を求 めることができる仕組みをつくる。	平成26年度検討・結論、平成 27年度措置	農林水産省
9	行政庁への建議等の 業務の見直し	農業及び農民に関する事項についての意見公表、 行政庁への建議等の業務は、農業委員会等に関す る法律に基づく業務から除外する。	平成26年度検 討・結論、法律 上の措置が必通 なものは次期通 常国会に関連法 案の提出を目指 す	農林水産省
10	転用制度の見直し	植物工場、販売加工施設など農業の6次産業化・成長産業化に資する農地の転用について、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う。	平成26年度検 討·結論、平成 27年度措置	農林水産省
11	転用利益の地域の農 業への還元	農地流動化の阻害要因となる転用期待を抑制する 観点から、転用利益の地域農業への還元等、公平 で実効性のある方策について中長期的に検討を進 める。	平成26年度検討 開始	農林水産省